

第1章

計画の基本方針

第1節 計画の趣旨

歯・口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

また、乳幼児期から成長期のむし歯などの歯科疾患や噛むこと飲みこむことの習得は、子ども達の健全な成長や成人期以降の歯・口腔の健康に大きな影響を与えます。

さらに、高齢者や要介護者の口腔ケアは、高齢者等の歯科疾患の重症化予防だけでなく、食生活の充実など日常の生活の質（QOL・Quality of Life）を高め、元気な高齢者等を増やし、健康寿命の延伸に寄与します。

そこで、全身の健康につながる「歯・口腔の健康づくり」については、乳幼児期から高齢期までライフステージを通じて継続的に取り組む必要があるため、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定します。

第2節 計画の性格

- (1) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条の規定による計画です。
- (2) 本県の歯科保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針です。
- (3) 市町村に対しては計画策定や施策の指針となるものです。
- (4) 県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるものです。
- (5) 関連する県の計画との整合を図るものです。

第3節 計画の期間

千葉県保健医療計画と整合性をとりながら、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とします。ただし、計画策定後の歯科保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じ再検討を加え、見直すこととします。